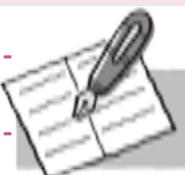


町長日誌

(5月21日～7月2日)



5月21日	知事と市町村長との懇談会(千葉市)
22日	圏央道建設促進期成同盟会通常総会(千葉市) 町遺族会総会
23日	米政策についての意見交換会 芝山町議会・多古町議会連絡協議会総会
25日	活力ある国際空港都市づくりシンポジウム(成田市)
26日	町養豚組合総会 社会福祉協議会理事会 河川協会・道路協会・全国治水砂防協会総会(千葉市)
27日	町安全運転管理者協議会総会 染井・間倉線整備促進協議会総会
28日	あじさい祭り実行委員会 まちづくりフォーラム協力会議 第5回1市4町首長懇談会(富里市)
29日	栗山川サケ放流事業推進連絡協議会定期総会(横芝光町) 町シルバー人材センター第1回通常総会 助成田空港周辺地域共生財団理事会(成田市)
30日	第1回千葉県町村会定例会(千葉市) 第4回国際空港都市づくり推進会議(成田市)
6月1日	歌はともだち10周年コンサート
2日	地域振興連絡協議会総会
4日	圏央道建設促進県民会議総会(千葉市)
6日	郡市町会定期総会(東庄町)
10日	香取郡市租税教育推進協議会定期総会(香取市) 株多古役員会議
11日～18日	多古町議会6月定例会
15日	ふるさと多古町あじさい祭り
20日	町老人クラブ特選演芸・芸能発表会 町工業団地連絡協議会定期総会(成田市)
21日	都市と農村との交流事業「じゃがいも掘り体験」
23日	株多古株主総会
24日	香取広域市町村圏事務組合構成市町首長会議(香取市)
25日	栗山川改修工事促進期成同盟会総会(横芝光町)
27日	町交通安全協会総会 第6回1市4町首長懇談会(富里市)
28日	農家組合長会議 ひかり学園後援会総会
29日	千葉県消防協会香取支部ポンプ操法大会(神崎町)
30日～2日	香取郡市市町会市町長視察研修



「あじさい祭り」であいさつする菅澤町長

防災無線

聞こえますか？



町では、緊急時や災害発生時などに、正確な情報をいち早く町民の皆さんにお伝えできるよう、防災無線の「戸別受信機」を各世帯に1台ずつ無償で貸し出しています。「もしも！」のときに備えて、日ごろから朝夕などに流れる定時放送の受信状況を確認するとともに、正しい使用を心掛けましょう。

電源や乾電池を確認しましょう

- 戸別受信機は、必ず家庭用コンセントに接続してください。
- 電源スイッチを「入」にしてアンテナを伸ばし、ボリュームを調整してください。
- 台風や地震などで停電したときは、本体内部の乾電池を電源として使用します。本体には必ず乾電池を入れておき、年に一度は交換するようにしてください。

故障や受信障害を防ぎましょう

- きちんと掃除しましょう
ごみ、ほこりなどが内部に入ると、故障の原因となります。
- 乾電池を確認しましょう
使い切った乾電池を入れたままにしておくと、液漏れなどを起こして故障の原因となります。
- 台所に置くのは避けましょう
蒸気、煙、水分などが内部に入ると、故障の原因となります。
- テレビ、ラジオなどの近くに置くのは避けましょう
テレビやラジオなど強い電波を発する機器の近くに置くと、受信障害を起こすことがあります。

それでも「聞こえない」「雑音が入る」場合は、お問い合わせください。

お問い合わせ ● 総務課交通防災係 ☎ 76-2611

児童扶養手当・特別児童扶養手当

現況届の提出をお忘れなく

「児童扶養手当」および「特別児童扶養手当」を受給されている方は、毎年現況届の提出が必要となります。提出がない場合、以後の手当が受給できなくなりますので、ご注意願います。

児童扶養手当

- 提出期間
8月1日(金)から29日(金)まで
- 提出先
子育て支援課子ども係(役場庁舎1階)
※本年度より、提出窓口が変更となりました。
- 対象者
次のいずれかに該当する18歳までの児童(心身に一定以上の障害を有する児童の場合は20歳未満)を監護している母または養育者
(詳細については、お問い合わせください)

- (1) 父母が離婚した後、父と一緒に生活していない児童
- (2) 父が死亡した児童
- (3) 父に重度の障害がある児童
- (4) 父の生死が明らかでない児童
- (5) 父から1年以上遺棄されている児童
- (6) 父が法令により1年以上拘禁されている児童
- (7) 未婚の母の児童
- (8) 父母ともに不明である児童

■ 手当額【所得額に応じて算出、所得制限有り】

区分	全額を受給できる方	一部を受給できる方
児童が1人のとき	月額 41,720円	所得額に応じて月額 41,710円～9,850円の範囲
児童が2人のとき	月額 46,720円	児童1人当たりの月額に5,000円を加算した額
児童が3人以上のとき	3人目以降、児童1人につき3,000円が加算	

お問い合わせ ● 子育て支援課子ども係 ☎ 76-5412

特別児童扶養手当

- 提出期間
8月11日(月)から9月10日(水)まで
- 提出先
保健福祉課健康福祉係(保健福祉センター)
- 対象者
次のいずれかに該当する20歳未満の児童を家庭で監護している父母または養育者
(詳細については、お問い合わせください)

- (1) おおむね身体障害者手帳1～3級に該当する児童
- (2) 療育手帳④、A、おおむねB-1に該当する児童
- (3) 日常生活が極めて困難な精神障害のある児童

※ただし、上記に該当しても、次のような場合は支給されません。

- 障害を支給事由とする年金を受けているとき
- 児童福祉施設に入所しているとき
- 日本国内に住所がないとき

■ 手当額【所得制限有り】

障害等級	一部を受給できる方
重度障害児	月額 50,750円
中程度障害児	月額 33,800円

お問い合わせ ● 保健福祉課健康福祉係 ☎ 76-3185

